

派遣元と派遣労働者の同一労働同一賃金協定書

株式会社リンクトゥモローとリンクトゥモロー派遣労働者は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づき次のとおり協定する。

第1条（労使協定の範囲）

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲は、派遣労働者全員とすること

2 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲を一部に限定する場合は、その理由を明記すること

第2条（賃金の決定方法）

派遣労働者が従事する業務と、同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額として労働省令で定めるものと同等以上の額となるものであること

2 派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力または経験、その他就業の実態に関する事項の向上があった場合は賃金が改善されるものであること

第3条（公正な評価）

派遣労働者の職務の内容、成果、意欲、能力または経験、その他就業の実態に関する事項を公正に評価し、その賃金を決定すること

第4条（賃金以外の待遇の決定方法）

派遣元事業主に雇用される通常の労働者との間で不合理な相違がないものとする
こと

第5条（教育訓練の実施）

派遣労働者に対して労働者派遣法第30条の2に基づき段階的かつ計画的な教育訓練を実施すること

第6条（その他）

本協定にない事項については、別途労使で誠実に協議すること

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする

令和2年3月25日

株式会社リンクトゥモロー 代表取締役

男庭 照國

株式会社リンクトゥモロー 派遣労働者代表



印 澤 元 晴

